

4 承認申請書の記載例等

(1) 第1表関係

○ 単独提出者・共同提出の代表者用

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書



税務署受付印

令和 7 年 〇 月 〇 日

国 税 庁 長 官

郵便番号を必ず記載してください。

職業は、会社名や役職が確認できるように具体的に記載してください。

〒 ×××-××××

申請者 住 所 東京都〇〇区××1丁目2番3号

フリガナ ×××× ××××

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日（明・大・昭・平・令 35 年 1 月 1 日）

個人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●

職 業 〇〇株式会社
代表取締役社長 電話番号 03 - 1111 - ××××

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄 附 年 月 日	令和 7 年 △ 月 △ 日	寄附の 態 様	☒ 贈 与 ☐ 法人を設立するための財産提供
財 産 の 寄 附 を 受 け た 法 人	所 在 地 電 話 番 号	〒 ×××-××××	
	フ リ ガ ナ 名 称	東京都〇〇区××4丁目□ (電 話 番 号 03 - 1111 - 2222)	
	フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名	シャイフシホジシ ××××	×××× ××××
		社会福祉法人 〇〇〇〇	〇 〇 〇 〇

私は、上記の法人に財産の寄附及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

寄附年月日は、原則として、次の日となります。

1 寄附を受けた法人の理事会等で寄附財産の受入れの決議を行った日

2 法人を設立するための財産の提供の場合は、その法人の設立登記の日

住 所	氏 名	私との続柄 又 は 関 係	承認申請書を提出した税務署名
〒 ×××-××××			
埼玉県〇〇市△△町2丁目3番4号	〇 〇 × ×	弟	朝霞税務署
〒 ×××-××××			
埼玉県〇〇市△△町3丁目4番5号	■ ■ ■ ■	妹	朝霞税務署
〒			

『寄附をした人が単独で提出する場合』には、「斜線」を付すか、又は「該当なし」と記載してください。

『寄附をした人が共同提出の代表者の場合』には、共同で提出する全ての人の住所、氏名等を記載してください。

第1表

単独提出者
共同提出の代表者
用

イ 使用区分

この表は、次の場合に使用します。

- (イ) 寄附をした人が単独で承認申請書を提出する場合（寄附をした人が2人以上いる場合において、各人が別々に承認申請書を提出するときを含みます。）
- (ロ) 同一の公益法人等に対し寄附をした人が2人以上いる場合において、寄附をした人が共同提出の代表者として承認申請書を提出するとき

ロ 記載要領

- (イ) 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - A 既に設立されている法人に対する寄附の場合には、寄附を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - B 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
- (注) 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- (ロ) この表を使用する人が上記イの(イ)に該当する場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。

ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	提出期限	原則として、寄附の日から4か月以内（その期間が経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その期限まで）の提出ですか。	☐
2	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

(注) 上記1の提出期限までに提出できなかった場合には、提出が遅れたことについてのやむを得ない事情の詳細（例えば、災害などにより承認申請書の提出が遅れたなど）を具体的に記載した書類を添付してください。

(参考) マイナンバー（個人番号）の記載等について

承認申請書を提出する際は、

マイナンバー（12桁）の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》

・通知カード
・住民票の写し など

+

・運転免許証
・公的医療保険の資格確認書
（被保険者証） など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限りです。
- 3 「公的医療保険の資格確認書（被保険者証）」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

○ 共同提出の代表者以外の者用

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第 1 表
(共同提出の代表者以外の者用)

郵便番号を必ず記載してください。 職業は、会社名や役職が確認できるように具体的に記載してください。		令和 7 年 〇 月 〇 日		
庁 長 官		〒 ×××-××××		
申請者 住 所		埼玉県〇〇市△△町 2 丁目 3 番 4 号		
フリガナ 氏 名		×××× ×××× 〇 〇 × × 生年月日 (明・大・昭・平・令 37 年 4 月 1 日)		
個人番号		●●●●● 〇〇〇〇△△△△		
職 業		〇〇株式会社 専務取締役 電話番号 048 - 460 - ××××		
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。				
該当する口にレ印を記入してください。				
寄 附 年 月 日		令和 7 年 △ 月 △ 日		
寄附の 態 様		☒ 贈 与 ☐ 法人を設立するための財産提供		
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号	〒 ×××-×××× 東京都〇〇区×× 4 丁目□ (電 話 番 号 03 - 1111 - 2222)		
	フ リ ガ ナ 名 称	シャイフクホウジン ××××	フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名	
社会福祉法人 〇〇〇〇		×××× ×××× 〇 〇 〇 〇		
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 19 に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。 なお、下記の申請の代表者が提出する承認申請書の第 3 表は、次のとおりです。 ☒ 第 3 表 ☐ 第 3 表 (承認特例用) ☐ 第 3 表 (文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用)		
寄附財産の明細				
種 類	細目 (地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分
土地	宅地	東京都〇〇区×× 4 丁目 5 番 7 号	200 m ²	—
寄附年月日は、原則として、次の日となります。 1 寄附を受けた法人の理事会等で寄附財産の受入れの決議を行った日 2 法人を設立するための財産の提供の場合は、その法人の設立登記の日				
申請の代表者に関する事項				
住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名	
東京都〇〇区×× 1 丁目 2 番 3 号	〇 〇 〇 〇	兄	麹町税務署	
(資 13-1-2-A 4 統一) (令 7.6)				
記載漏れがないよう注意してください。				

イ 使用区分

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした人が2人以上いる場合において、共同で承認申請書を提出する際の代表者以外の人が承認申請書を提出するときに使用します。

(注) 承認申請書第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この承認申請書を提出する人は、この承認申請書(第1表)のみを提出先税務署へ提出してください。

ロ 記載要領

(イ) 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

A 既に設立されている法人に対する寄附の場合には、寄附を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

B 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

(注) 農地転用許可(届出)がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日(届出の効力が生じた日)が寄附年月日とされます。

(ロ) 「財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類」欄には、共同提出の代表者が提出する承認申請書第3表の種類に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

(ハ) 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

(ニ) 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	提出期限	原則として、寄附の日から4か月以内(その期間が経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その期限まで)の提出ですか。	☐
2	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

(注) 上記1の提出期限までに提出できなかった場合には、提出が遅れたことについてのやむを得ない事情の詳細(例えば、災害などにより承認申請書の提出が遅れたなど)を具体的に記載した書類を添付してください。

○ 死亡した贈与者・遺贈者用

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

 寄 附 者		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
国 税 庁 長 官			
住 所		フリガナ 氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)
			令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (歳)
申 請 者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)			
住 所 ・ 電 話 番 号 ・ 個 人 番 号		フリガナ (生 年 月 日)	職 業
上記の者との 続柄又は関係			
1	〒 ()	(明・大・昭・平・令 . .)	
2	〒 ()	(明・大・昭・平・令 . .)	
3	〒 ()	(明・大・昭・平・令 . .)	
4	〒 ()	(明・大・昭・平・令 . .)	
5	〒 ()	(明・大・昭・平・令 . .)	
6	〒 ()	(明・大・昭・平・令 . .)	
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様
財産の寄附を 受けた法人		フリガナ 代 表 者 氏 名	☐ 贈与 ☐ 遺贈 ☐ 法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 ☐ 遺 言
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第 2 表から第 17 表までの記載及び添付書類のとおりです。	
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名			

第 1 表
〔死亡した贈与者・遺贈者用〕

寄附をした人の
相続人及び包括受
遺者の全ての人の
住所、氏名等を記
載してください。

遺贈の場合には、原則として、遺贈をした人の死亡の日となります。

相続人及び包括受遺者のうちで国税に関する書類を受領する代表者を定めるときに記載してください。

(資 13-1-3-A 4 統一) (令 4. 6)

イ 使用区分

この表は、次の場合において、寄附をした人の相続人及び包括受遺者が承認申請書を提出するときに使用します。

- (イ) 寄附をした人が承認申請書を提出する前に死亡した場合
- (ロ) 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- (ハ) 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

ロ 記載要領

- (イ) 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - A 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - B 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - C 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産の提供の場合には、遺言の効力が生じた年月日（相続開始日）
- (注) 上記A又はBの場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- (ロ) 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する措法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	提出期限	原則として、寄附の日から4か月以内（その期間が経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その期限まで）の提出ですか。	☐
2	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

- (注) 上記1の提出期限までに提出できなかった場合には、提出が遅れたことについてのやむを得ない事情の詳細（例えば、災害などにより承認申請書の提出が遅れたなど）を具体的に記載した書類を添付してください。

二 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	寄附者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	☐
2	新設法人に対する遺言による財産の提供又は既設法人に対する遺贈である場合	遺言書の写し	☐

(2) 第2表関係

主務官庁の担当課まで記載してください。

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

第2表

法人の設立の許可等年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	4 年 × 月 × 日	主 務 官 庁 名 及 び 経 由 機 関 名 (担当課)	東京都 (〇〇課)
法人の設立の登記年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	4 年 □ 月 □ 日		
法人の事業の目的	地域の高齢化に対応するため次の施設を設置経営する。			
	第一種社会福祉事業			
	施設名 特別養護老人ホーム 〇〇〇〇			
	第二種社会福祉事業			
	デイサービスセンター (〇〇〇〇)			
法人が設置運営している施設	複数の施設を設置運営している場合には、全ての施設について記載してください。			
	名 称	所 在 地	設置年月日(注)	施 設 の 業 務 内 容
	〇 〇 〇 〇	〒 × × × - × × × × 東京都〇〇区××4丁目5番6号	明・大・昭・平・令和 7・□・□	特別養護老人ホーム(予定)
		〒	明・大・昭・平・令和 ・ ・	
		〒	明・大・昭・平・令和 ・ ・	
(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。				

2 寄附の目的(法人を設立するための寄附である場合は、設立の趣旨)

地域の高齢化に伴い高齢者人口が増加しているにもかかわらず、そのような方々の利用できる施設が絶対的に不足している現状を考慮し、自らが生まれ育った地域の発展に貢献できればとの志をもって必要な施設の敷地を寄附いたしました。

・・・など

寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等を具体的に記載してください。

(資 13-1-4-A 4 統一) (令元. 6)

イ 記載要領

- (イ) 「法人の設立の許可等年月日」欄、「法人の設立の登記年月日」欄及び「主務官庁名及び経由機関名」欄への記載に当たっては、法人の設立許可書（認可書）や登記事項証明書を確認してください。

なお、公益社団（財団）法人又は特定一般法人である場合は、次のとおり記載してください。

各 欄	公益社団（財団）法人	特定一般法人
「法人の設立の許可等年月日」欄	所轄の行政庁から公益認定を受けた年月日を記載します。	記載の必要はありません。
「法人の設立の登記年月日」欄	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。（注）	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。
「主務官庁名及び経由機関名」欄	所轄の行政庁を記載します。 例）内閣総理大臣、〇〇県知事	記載の必要はありません。

（注） 特例民法法人（80 ページを参照してください。）から公益社団（財団）法人へ移行した場合は、公益社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載してください。

- (ロ) 「法人の事業の目的」欄には、寄附を受けた法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- (ハ) 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等について具体的に記載してください。

ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「法人の設立の許可等年月日」欄及び「法人の設立の登記年月日」欄	法人の設立許可等年月日は、法人の設立許可書、認可書又は認証書等の写しに基づき記載されていますか。また、法人の設立登記年月日は、法人の登記事項証明書に基づき記載されていますか。	☐
2	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し	☐
2		法人の登記事項証明書等	☐
3		法人の寄附行為、定款又は規則の写し	☐
4		法人が設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し（注1）	☐
5		法人が設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等（注1、2）	☐

（注）1 承認特例の適用を受けようとする場合には、添付は不要です。

2 法人のホームページに掲載されている場合には、承認申請書の余白部分等にその旨記載していたければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。